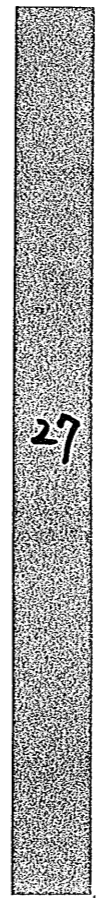




Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(27 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221875)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



27

日米安全保障新条約に関する件

三三一一一 米保長

一 新条約締結の目的

我國の防衛は米國との安全保障体制を基調とする「國防の基本方針」に則り、現行安保条約体制を改善強化するとともに、安全保障に関する日米関係、延いては日米関係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。(別紙の一)

新条約の内容

新条約の内容に就ては左の考へ方に拠ることとする。

- (1) 国連尊重の趣旨を明らかにし、国連憲章との関係を明記する。
- (2) 日米兩國が極東の平和と安全の維持を共通の利益とすること

十部の内 五号



本条約は、我が國の防衛と平和の維持を目的とし、日米兩國の平和と安全の維持を共通の利益とする。西條長官は、本条約の締結を歓迎する。同日付第二二二米保長に付す。

- 一 米保長
- 二 米保長
- 三 米保長
- 四 米保長
- 五 米保長
- 六 米保長
- 七 米保長
- 八 米保長
- 九 米保長
- 十 米保長

を確認する。

(2) 前項の見地に立脚し、極東の一般軍事情勢並びに我國自衛力の現況に鑑み、米軍が日本内の所要の施設区域を使用することを認めることとする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為の爲め日本基地を作戦的に使用する場合及び核兵器持込に関し、米國は日本政府と事前に協議することとする。

(3) 米國の日本防衛義務を規定することとし、同時に之と見合ひ日本の義務は憲法の範囲内なることを明にする。

日本の義務が如何なる場合に発動するやに関し、条約地域を(1)西太平洋の米領土、沖繩小笠原、日本領土、(2)沖繩小笠原、

日本領土、⁽³⁾日本領土、の何れとするやの問題ある処、(1)は相互援助の型に則し且沖縄小笠原の地位に關係なく最も安定したものであるが、米側は(2)を以てするも相互援助の基礎と為し得べしとの見解を洩ちして居り、^(他)地方份を採る場合は基本的の考へ方を改める必要ありと認められる。(別紙の二)

(4) 極東の事態に關する協定條項を置くこととする。

(5) 自助及相互援助に依り防衛力を維持育成する趣旨の協力條項を置くこと並びに破壊活動阻止に關する規定の級に付検討する。前者は我方に於て憲法上の問題あるも、米側は所謂ヴァンデンプーグ決議の精神を履くものとして必要と認めて居る。(別紙の三)

(1) 經濟協力條項を置くことの得失を検討する。(別紙の四)

(2) 条約の期限は最高十年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得る形とする。此の点は沖縄小笠原の扱方と關連して検討の要あり。

(3) 米軍の在日施設区域使用に伴い現行行政協定は最少限必要の修正を施した上を附随する要ある処、其の国内的扱方を速かに決定する要あり。

別紙

一 本文一（新条約の目的）について

現行安保条約は今日迄我國の安全保障に貢献して来たが、元々暫定的な条約であり、其の締結当時と現在の事態を比すれば、我國の國際的地位の向上、經濟力の恢復、自衛力の育成等の諸点に於て大きな変化があつた。依つて現存する安保条約關係を再検討し、所謂不平等とか一方的とかの非難を招く根拠を除去すると共に、日米安全保障關係を改善強化することが適當と認められるが、具体的には、(1) 米國の日本防衛義務を条約上に明らかにし、(2) 我方も之に見合つて憲法の許容する限度で義務を負ふものなることを明にし、以て(3) 米軍と自衛隊との協力の基礎を確立し、(4) 併せ

て米軍の在日施設区域の作戦的使用や核兵器問題に付極力國民の疑念を除去し、斯くして日本憲法と抵触しない相互援助型の条約を目途とするものとする。

二 本文二の(1)（条約地域）については、「日米安全保障新条約に於ける沖縄小笠原の取扱について」(三三一—一〇)参照。

三 本文二の(2)（相互協力条項）について

(1) 此の条項は「自動及び相互援助に基礎を置く集團的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンバーグ決議の精神を認め、ものとして米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て条約地域の決め方や海外派兵を行はず等の問題がある為め米政府の國內輿論の見地よりは其の比重が一段

と大であることも察せられる。

四 他方我國の憲法解釈上日本自身の直接防衛以外の目的の爲めの防衛力は認められないとすれば、斯る条項は我方が日本の自衛の爲めのみならず「米國の防衛の爲めに防衛力を維持育成する」義務を負ふと云ふ風に解されるときは憲法違反となる。同様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつた経緯あり、依て国内的には斯る条項がない方が条約全体の爲めに適當である。

五 斯くて本条項は、(1)国内的には之を置かない方がよいことは明らかであるとしても、(2)米側に之を撤回せしめることは、米側特に国防省方面及び米議会の關係で涉らざる困難あるべきもの

みならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る惧なしとせず(8)尚本条項は安保条約前文に代つてM B A協定の基礎となるべきものであり、我方防衛庁方面に於て斯の種規定の削除がM B Aに轉くことを惧れることあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条項の取扱は慎重に考へる必要がある。

(三) 尚本条項を存置する場合も、米側原案にある如く破壊活動に關する規定を置くや否やの問題あり、此の点は現行安保条約の間接侵略に關する規定の問題と若干の關係があるが、斯る規定は國內に無用の刺戟を与へる惧あり(米側の解釈では本段は安保条約第一條の如く間接侵略に對する對抗措置を意味するもので

なりとのことである）、之を削ることが適当と思はれる。

本文二の(4)（経済協力案項）について

(4) 安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の越前から入れることを提案しているのであるから存置することが適当であるとも考へられるが、

(4) 他方

1. 斯る規定を置いても具体的内容がなく（他に通商航海条約及相互防衛援助協定も存在する）、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2. 恒久的に広く協力関係を規定する条約でなければそぐわな
い（条約地域の決め方と関連する。尚NATO及びOECD

には斯る規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しな
So.)と云ふ問題もある。